

法令理解の自己点検
正しい「いじめ」の認知のためのチェックリスト 解説

質問No. 1 (法第2条に関連する質問)

「いじめ防止対策推進法では『いじめとは一方的かつ継続的に行われ、深刻な被害を受けているもの』と定義している」

⇒ 正答 「いいえ又は正しくない」

解説

いじめ防止対策推進法(定義)では、「一方的」や「継続的」や「深刻な」などの文言はありません。

いじめ防止対策推進法

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<参考 ~いじめの定義の変遷~>

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査における定義】

【昭和61年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであつて、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

【平成6年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。

○「学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの」を削除

○「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと」を追加

【平成18年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。(※)

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除

○「いじめられた児童生徒の立場に立つて」「一定の人間関係のある者」

「攻撃」等について、注釈を追加

※いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されています。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

出典：文部科学省資料

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_003.pdf

質問No. 2 （法第23条に関連する質問）

「教職員は、生徒からいじめにかかる相談を受けたら、その教職員がすぐに加害と思われる生徒に聞き取りを行うなど事実確認を行った上で、いじめ対策組織（いじめ対策教員や管理職等）に報告を行うことになっている」

⇒ 正答 「いいえ又は正しくない」

質問No. 3 （法第23条に関連する質問）

「教職員は、生徒からいじめにかかる相談を受けたら、加害と思われる生徒に聞き取りなどを行う前に、すぐにいじめ対策組織（いじめ対策教員や管理職等）に報告を行わなければならない」

⇒ 正答 「はい又は正しい」

解説

いじめ防止対策推進法第二十三条では1項で次のように定義しています。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

質問No. 4 （法第23条に関連する質問）

「学校はいじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要な措置を講ずることができる」

⇒ 正答 「はい又は正しい」

解説

いじめ防止対策推進法第二十三条では4項で次のように定義しています。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

質問No. 5 (法第23条に関連する質問)

「学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであっても、逮捕される可能性がない場合は加害となった生徒を守るために、警察署に情報提供するなど連携する必要はない」

⇒ 正答 「いいえ又は正しくない」

解説

いじめ防止対策推進法第二十三条では6項で次のように定義しています。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

質問No. 6 (法第28条に関連する質問)

「学校が重大事態ではないと判断していても、保護者から重大事態であるとの申し立てがあった場合は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査(第三者委員会による調査など)を行わなければならない」

⇒ 正答 「はい又は正しい」

質問No. 7 (法第28条に関連する質問)

「いじめを受けた生徒が、いじめを理由に学校に登校できない状態が一定期間続いた場合、いじめの重大事態となる」

⇒ 正答 「はい又は正しい」

解説

重大事態に関する質問です。いじめ防止対策推進法第二十八条では1項で次のように定義しています。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日 文部科学大臣決定(最終改定 平成29年3月14日)では次のように示されています。

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

出典：いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日 文部科学大臣決定
(最終改定 平成29年3月14日)

質問No. 8 (「いじめに関する校内研修ツール」からの質問)

「子供というのは、いじめたり、いじめられたりしながら成長していくものだと思う」 ⇒ 正答 「いいえ又は正しくない」

解説

「いじめに関する研修ツール」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)から抽出した質問です。「いじめに関する研修ツール」点検内容の解説には次のように書かれています。

いじめたり、いじめられたりすることは、健全な成長を阻むものである。

- ・人の成長の過程で、理不尽な忍耐を強いるような行為が容認されることがあってよいでしょうか。少なくとも、いじめによって成長する等の言動によって加害者の行為を容認することは許されません。結果的に、被害経験をプラスに転じることができる場合があっても、いじめを肯定しているかのような言動は慎むべきでしょう。

質問No. 9 (「いじめに関する校内研修ツール」からの質問)

「いじめが起きないようにという点からも、『分かる授業』を進めることが大切だと思う」 ⇒ 正答 「はい又は正しい」

解説

「いじめに関する研修ツール」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)から抽出した質問です。「いじめに関する研修ツール」点検内容の解説には次のように書かれています。

- ・いじめに対する取組というと、何か特別な手法があるかのように思うかも知れませんが、しかしながら、いじめに対する「特効薬」とでも言うべき取組は、存在しないと言ってもよいでしょう。それを補強するような手法は存在するとしても、基本となるのは地道な日々の働きかけを通して、子供たちを健全な大人へと育て上げていく「未然防止」の取組にほかなりません。そして、何か気になる変化があれば、速やかに報告し、学校としての「早期対応」につなげます。

- ・そうした取組を進める際の第一歩として、上に挙げたようなことを日ごろから心掛けているかどうかを、まず点検してください。その上で、不十分な点があった場合には、その取組がいじめを減らす取組としても有効であることを自覚し、意識的に実行するようにしてください。
- ・いじめに向かわないで済むような子供に成長させること、他者を傷付けたいという欲求を子供が抱かなくてもよいように日ごろから充実した家庭生活や学校生活を送らせること、など、子供の心を育てていくような、社会性を育てていくような取組が重要です。
- ・もし、上に書かれたことをどう実行していけばよいのか自信がない場合には、他の教職員・他の保護者に尋ねてみてはいかががでしょうか。同僚やPTAの仲間とともに試行錯誤しながら、取組を進めていきましょう。

出典：国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」

法令理解の自己点検

正しい「いじめ」の認知のためのチェックリスト。解説は以上です。